（令和元年10月３日決定）

# 決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」（平成28年10月12日議会運営委員会決定）に定めるもののほか、決算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

## １　委員席の配置

別紙１のとおりとする。

## ２　審査日程

審査日程は別紙２のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

## ３　各常任委員会に対する調査依頼

(1)　決算特別委員長（以下「委員長」という。）は、別添様式１により各常任委員長に閉会中調査を依頼するものとする。

(2)　各常任委員長は、上記の閉会中調査終了後に別添様式２により決算調査報告書（以下「調査報告書」という。）を委員長に提出するものとする。

なお、調査報告書に記載する特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項等とするものとする。

## ４　説明員

決算の概要説明は、会計管理者、病院事業局長及び企業局長が行い、決算審査意見の概要説明は代表監査委員が行うものとする。

## ５　決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

(1)　質疑の時間は、委員１人10分とする。

(2)　各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならない。

(3)　質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。

(4)　質疑時間の終了５分前に１回、１分前に２回及び終了時に５回それぞれ電

子音等で報知する。

(5)　質疑は一問一答方式で、自席から起立の上で行うものとする。

(6)　質疑の順序は多数会派順とする。

## ６　調査報告書に対する質疑

(1)　常任委員長に対する質疑の通告は、別添様式３により政務調査課に提出するものとする。

(2)　委員長は、調査報告書に対し質疑の通告がなされた場合には、別添様式４により当該常任委員長の出席を求めるものとする。

(3)　常任委員長への質疑は、当該常任委員長に対し２回を超えないものとする。

## ７　要調査事項に対する質疑

(1)　要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等に出席を求めることが決定された場合、知事等への総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の午後３時とし、別添様式３により政務調査課に提出するものとする。

(2)　各委員の質疑の時間は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

## ８　理事会

(1)　理事会は、委員長、副委員長及び理事３人をもって構成する。

(2)　理事は、委員長が委員会に諮って指名する。

(3)　理事は、委員会の円滑な運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

(4)　理事会は、委員会の決定に基づき要調査事項及び特記事項の取り扱い並びに総括質疑の実施の必要性等について協議を行うものとする。

## 雑　則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

別紙１

# 委 員 席 の 配 置

議　会　事　務　局

（録音・計時）
議　会　事　務　局

補　助
答弁席

議　会
事務局

説　明　員　席

玉　城　武　光
委　　員　　長

| | | |
|---|---|---|
| | 亀濱玲子委員 | 当山勝利委員 |
| 親川敬委員 | 仲宗根悟委員 | 照屋大河委員 |
| 瀬長美佐雄委員 | 新垣清涼委員 | 新垣光栄委員 |
| | | |
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| 末松文信委員 | 花城大輔委員 | 山川典二委員 |
| 金城泰邦委員 | 照屋守之委員 | 具志堅透委員 |
| | 當間盛夫委員 | 金城勉委員 |
| | | |
| | | |

別紙２

# 決算特別委員会審査日程

| 年　月　日 | 曜　日 | 時　間 | 事　　項 | 関係室部局等 |
|---|---|---|---|---|
| 令和元年<br>10月３日 | 木 | 本会議<br>及び各<br>委員会<br>終了後 | **決算特別委員会**<br>○委員長及び副委員長の互選<br>○閉会中継続審査の件<br>○委員会運営要領の件<br>○理事の選任<br>○各常任委員会に対する調査依頼の件 | |
| 10月16日 | 水 | 午前10時 | **決算特別委員会**<br>○概要説明<br>・平成30年度一般会計及び特別会計決算<br>・平成30年度企業会計決算<br>・平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について<br>・平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について<br>・一般会計、特別会計及び企業会計に対する審査意見<br>○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑 | 会計管理者<br>病院事業局長<br>企業局長<br>代表監査委員 |
| 10月17日 | 木 | 午前10時 | **各常任委員会**<br>○所管事務に係る決算事項の調査 | 関係室部局 |
| 10月18日 | 金 | 午前10時 | **各常任委員会**<br>○所管事務に係る決算事項の調査<br>○決算調査報告書記載内容等についての協議 | 関係室部局 |
| 10月19日 | 土 | | | |
| 10月20日 | 日 | | | |
| 10月21日 | 月 | | 決算調査報告書整理日 | |
| 10月22日 | 火 | | （即位礼正殿の儀） | |
| 10月23日 | 水 | | 決算調査報告書整理日 | |
| 10月24日 | 木 | | 決算特別委員への決算調査報告書の配付<br>（午前９時）<br>各常任委員長に対する質疑の通告締め切り<br>（午後３時） | |
| 10月25日 | 金 | 午前10時 | **決算特別委員会**<br>○常任委員長に対する質疑<br>○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議<br>○総括質疑の取り扱いについての協議 | |
| 10月26日 | 土 | | | |
| 10月27日 | 日 | | | |
| 10月28日 | 月 | 午前10時 | **決算特別委員会**<br>○総括質疑<br>○採決<br>・平成30年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について<br>・平成30年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について<br>・平成30年度一般会計及び特別会計決算<br>・平成30年度企業会計決算 | 関係室部局 |

様式１

平成　　年　　月　　日

各常任委員長
　○　○　○　○　殿

決算特別委員長
　　○　○　○　○

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について貴委員会において閉会中調査を行っていただくようお取り計らい願います。

なお、調査結果につきましては、　月　日までに所定の様式により御報告くださいますようあわせてお願い申し上げます。

記

（例）

認定第○号　平成○年度沖縄県一般会計決算の認定について
　　（○○○○委員会所管分）

認定第○号　平成○年度沖縄県○○○○○○特別会計決算の認定について

認定第○号　平成○年度沖縄県○○○○○○事業会計決算の認定について

様式２

平成　年　月　日

決算特別委員長
○　○　○　○　殿

各常任委員長
○　○　○　○

決　算　調　査　報　告　書

月　日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

１　委員会における質疑・答弁の内容

２　要調査事項

３　特記事項

様式３

| | |
|---|---|
| 平成　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分　受付 | |
| 質　疑　発　言　通　告 | |
| 種別 | 常任委員長　・　知事等 |
| 質疑の要旨 | |

上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により通告します。

平成　　年　　月　　日

決算特別委員　　印

決算特別委員長　殿

※　記載例は、議会運営委員会決定事項集「17　発言通告書の記載方法等について」の記載例をごらんください。

様式４

平成　　年　　月　　日

各常任委員長
　○　○　○　○　殿

決算特別委員長
　　○　○　○　○

決算特別委員会への出席について

貴職から報告のあった決算調査報告書に関し、質疑の通告があったので、下記のとおり出席を求めます。

記

１　日　時　平成　年　月　日（　曜日）　午前・午後　時

２　場　所　第７委員会室

# 予算及び決算特別委員会における先例

## １　委員長の質疑時間の譲渡について

（１）委員長の質疑の持ち時間は、譲渡することができない。

（２）副委員長が委員長の職務を代行する場合についても、副委員長の持ち時間は譲渡することができない。

## ２　委員会審査を円滑に推進するための課題の取り扱いについて

（１）県政一般にわたる包括的な質疑を行う場合は、執行部が整理・答弁しやすいよう、関連質疑の中で行うこと。

（２）資料等に記載されている表現や規定を執行部に読み上げさせる場合は、審査時間が長引かないよう配慮すること。

## ３　パソコンの使用について

委員会室におけるパソコンの使用は常時認めるが、他の委員から使用に際しての騒音等で異議の申し出があった場合は、直ちに使用を取りやめること。

## ４　マスコミ以外のビデオ撮影の許可について

傍聴規則の趣旨を踏まえ、現在、本会議及び他の各常任・特別委員会においても許可していないことから、これを認めない。

（平成28年10月12日議会運営委員会決定）

## 決算議案の審査等に関する基本的事項
## （常任委員会に対する調査依頼について）

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

１　決算特別委員会の開催場所について
　決算特別委員会は第７委員会室で行うものとする。

２　審査日程について
　決算議案の審査日程はおおむね別紙１のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

３　調査依頼事項について
（１）各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第２条に規定する所管事務に係る決算事項とする。
（２）調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

４　各常任委員会における調査について
（１）質疑の時間は、各審査日委員１人10分とする。
（２）各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
（３）質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
（４）質疑時間終了５分前に１回、１分前に２回及び終了時に５回それぞれ電子音等で報知する。
（５）質疑の順序については多数会派順とする。なお、２日目は第２多数会派から質疑を行い、第１多数会派は最後に行うものとする。
（６）監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
（７）各常任委員会での採決は行わないものとする。

５　決算調査報告書の作成及び配付について
（１）決算調査報告書（以下「調査報告書」という。）は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
（２）調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における質疑・答弁

の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項（以下「要調査事項」という。）及び特記事項とする。

（３）要調査事項について

ア　各常任委員会における質疑において、要調査事項を提起しようとする委員は、その該当事項を要調査事項とする旨を発言するものとする。

イ　各常任委員会における質疑終了後、要調査事項を提起しようとする委員が要調査事項とする理由等を説明した後、決算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項の整理を行った上で、要調査事項を決算特別委員会に報告するものとする。

ウ　各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、要調査事項として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見もあわせて報告するものとする。

（４）調査報告書は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の正午までに決算特別委員に配付するものとする。

（５）調査報告書の様式は別に定めるものとする。

6　調査報告書に対する質疑について

（１）調査報告書に関し、常任委員長に対する質疑の通告がなされた場合には、当該常任委員長の出席を求めるものとする。

（２）常任委員長に対する質疑通告の締切日時は、決算特別委員会において調査報告書を審査する日の前日（県の休日を除く。）の午後３時とする。

7　要調査事項に対する質疑について

（１）審査の最終日に要調査事項に対する質疑（以下「総括質疑」という。）を行うため知事等の出席を求める場合には、決算特別委員会において質疑を行う要調査事項及び知事等の出席を求めることについて決定するものとする。

（２）知事等への総括質疑は、上記（１）において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。

8　質疑の時間及び方法等について

決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。

9　理事会について

決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

（別紙１）

# 決算議案の審査日程

| 年月日 | 委員会 | 時間 | 事項 | 関係室部局等 |
|---|---|---|---|---|
| ９月定例会<br>会期中<br>（１日目） | 決算特別<br>委員会 | 本会議及び各委員会終了後 | ○委員長及び副委員長の互選<br>○閉会中継続審査の件<br>○委員会運営要領の件<br>○理事の選任<br>○各常任委員会に対する調査依頼の件 | |
| 以降<br>閉会中<br>（２日目） | 決算特別<br>委員会 | 10時 | ○平成○年度一般会計及び特別会計決算の概要説明<br>○平成○年度企業会計決算の概要説明<br>○決算審査意見概要説明<br>○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑 | 会計管理者<br>病院事業局長<br>企業局長<br>代表監査委員 |
| （３日目） | 各常任<br>委員会 | 10時 | ○所管事務に係る決算事項の調査 | 関係室部局 |
| （４日目） | 各常任<br>委員会 | 10時 | ○所管事務に係る決算事項の調査<br>○決算調査報告書記載内容等についての協議 | 関係室部局 |
| （５日目） | | | ○決算調査報告書整理日 | |
| （６日目） | | | ○決算調査報告書整理日 | |
| （７日目） | | | ○決算特別委員への決算調査報告書の配付<br>○常任委員長に対する質疑の通告締め切り | 報告書配付<br>時刻：正午<br>質疑通告締め切り時刻：午後3時 |
| （８日目） | 決算特別<br>委員会 | 10時 | ○常任委員長に対する質疑<br>○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等についての協議<br>○総括質疑の取り扱いについての協議 | |
| （９日目） | 決算特別<br>委員会 | 10時 | ○総括質疑<br>○採決 | 関係室部局等 |